

# 日本電気泳動学会名誉会員

(2024年12月6日時点)

赤間 邦子	池田 清子	池本 卯典	伊藤 忠一	今井 浩三	大谷 英樹
大橋 望彦	小川 恕人	陰山 克	河合 忠	岸本 通雅	菰田 二一
櫻林 郁之介	佐藤 雄一	芝 燁彦	芝 紀代子	志村 清仁	菅野 浩
鈴木 潤	鈴木 宏	多賀 弘子	竹尾 和典	武田 和久	谷口 直之
中村 和行	中山 年正	橋本 寿美子	橋本 信也	林 泰三	平野 久
藤田 清貴	保崎 清人	本庄 利男	牧野 義彰	真鍋 敬	森山 隆則
屋形 稔	吉岡 尚文			(50音順、	敬称略)

日本電気泳動学会会則 第4条 本会は、正会員・準会員・メール会員・名誉会員・団体会員・企業会員及びプ ラチナ企業会員より成る。(4) 名誉会員は、本会の主旨に沿う功績極めて顕著な者で、総会の決議により推薦された個人とする。日本電気泳動学会諸規程 VI. 名誉会員推薦規程

1. 会則第4条(4)の適用はこの規程により行う。 2. 名誉会員の推薦は理事の申し出に基づき、理事会、評議員会の議を経て総会にはかるものとする。 3. 名誉会員は次の条件のいずれかに該当することを要する。(1) 5期以上の役員歴又はこれに相当する本会に対する功績のある年齢70歳以上の正会員。(2) 本会および電気泳動法の発展に寄与した55歳以上の外国人。

(3) 理事会が特段の審議を行い、名誉会員に該当するとした者。 4. 名誉会員は会費、研究発表会参加費等を免除され、学会機関誌の配布を受ける。また、評議員会に出席して意見を述べることができる。